

認証スキームに基づく認証フロー

提示された認証スキームに基づきカーボン・オフセットの取組に対する認証を行う際のフローを示す。

ここでは最も一般的な形態として以下の2つを取り上げた。

- ・ 「I-1 商品使用・サービス利用オフセット」かつ「事前認証及び事後確認を行う場合」かつ「継続的に販売・流通している商品の場合」
- ・ 「I-2 会議・イベント開催オフセット」かつ「事後認証を行う場合」

なお、ここで示す認証フローは、平成 21 年度に気候変動対策認証センター（以下「認証センター」という）が実施する認証事業に適用されるものを想定しているが、平成 22 年度以降の運用においても概ね本フローに準じることが想定される。また、上記の2つの形態以外の場合においては、本フローと差異が生じうるが、本フローを基本として応用できると想定される。

1. 認証フロー

(1) 商品使用・サービス利用オフセット

(事前認証及び事後確認を行う場合かつ継続的に販売・流通している商品の場合)

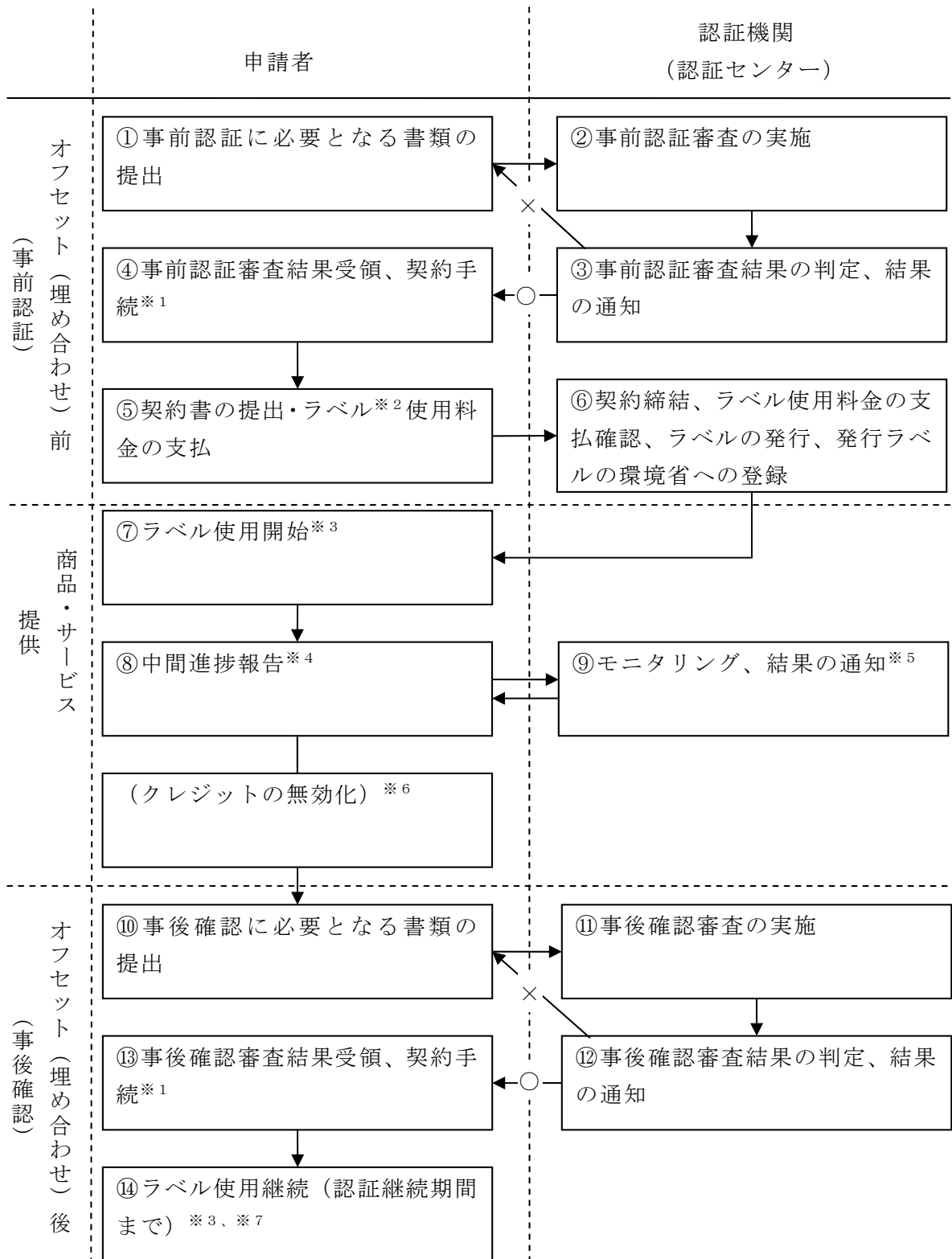


図 認証フローの概要 (「I-1 商品使用・サービス利用オフセット」、「事前認証及び事後確認を行う場合」、「継続的に販売・流通している商品の場合」)

